

第 **58** 回

定時株主総会 招集ご通知



開催日時 2019年6月27日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所 和歌山市坂田85番地
当社本社『ハイビジョンホール』

目 次

第58回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	27
計算書類	29
監査報告書	31
株主総会参考書類	35
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 監査役1名選任の件	

株 主 各 位

和歌山市坂田85番地
株式会社 島精機製作所
代表取締役社長 島 三 博

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、2019年6月26日（水曜日）午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 和歌山市坂田85番地 当社本社『ハイビジョンホール』
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第58期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第58期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 監査役1名選任の件

以上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.shimaseiki.co.jp/irj/irj.html>）に掲載させていただきます。

◎法令および当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.shimaseiki.co.jp/irj/irj.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表

②計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表

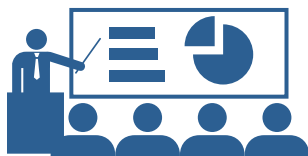
なお、当該連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎当日ご来場の株主様にお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご来場の株主様お一人につき一個とさせていただきます。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の場合

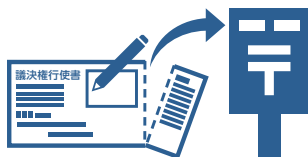


同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2019年6月27日（木曜日）午前10時

書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2019年6月26日（水曜日）午後5時45分到着

インターネットによる行使の場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

2019年6月26日（水曜日）午後5時45分まで

詳細は次ページをご覧ください

※書面とインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使の内容を有効とさせていただきます。パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後の議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

議決権行使期限

2019年6月26日(水曜日) 午後5時45分まで



QRコードを読み取る方法

QRコードを読み取りいただくことで
「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要に



議決権行使書副票(右側)

【アクセス手順】

- ①お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取りいただき、ログイン。
- ②ログイン後は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

⚠️ 上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2回目以降のログインの際は…

下記に記載の案内に従ってログインしてください。

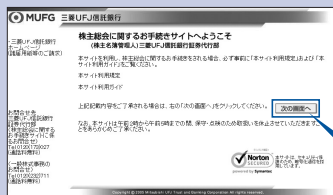


ログインID・仮パスワードを入力する方法

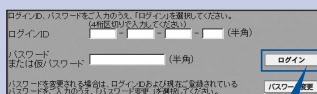
パソコン、携帯電話、2回目以降のスマートフォンの場合

【アクセス手順】

①WEBサイトへアクセス



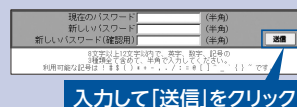
②「ログインID」と「仮パスワード」を入力



入力して「ログイン」をクリック

「次の画面へ」をクリック

③新しいパスワードの入力



入力して「送信」をクリック

④以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

☎0120-173-027

(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

(添付書類)

事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における経済の動向は、米国では底堅さを維持しているものの貿易摩擦の拡大や不安定な株価動向など先行きに懸念を含む状況が続きました。欧州でも輸出の減少で企業部門の景況感が悪化するなど減速傾向が見られ、中国においても米国との貿易摩擦が成長率の鈍化を招いています。わが国においては緩やかな回復基調が続いているとは言え、不安定な世界経済の影響を受けて先行きに不透明感が増しています。

このような経済環境の中、当社グループは第2次中期経営計画「Ever Onward 2020」に基づき、世界各地のユーザーに向けて積極的な提案営業を展開しました。

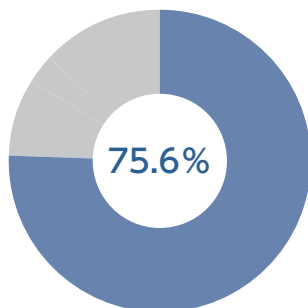
しかしながら、当連結会計年度の売上高の状況は、主力の横編機事業で生産地における政治情勢の影響や競争の激化を受けてコンピュータ横編機の販売が低迷し、大幅な減収となりました。デザインシステム関連事業においても、横編機事業の不振にともなってアパレルデザインシステムの売上高は低調となりました。手袋靴下編機事業においても売上高は減少しました。その他事業については堅調な推移となりました。

この結果、当連結会計年度の全体の売上高は513億52百万円（前期比28.5%減）となりました。

利益面におきましては、売上高の大幅な減少に加えて、生産調整にともない売上総利益率が悪化したことや、一部顧客の支払遅延に対応して貸倒引当金繰入額を増加させたことなどで営業利益は46億38百万円（前期比68.9%減）、経常利益は49億91百万円（前期比67.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は38億35百万円（前期比66.0%減）といずれも大幅な減益となりました。

事業別の業績概況は、次のとおりであります。

横編機事業



事業区分別売上高構成比

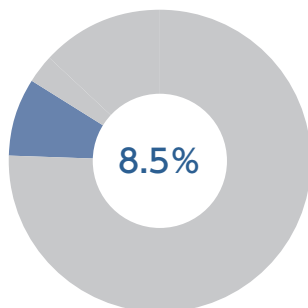


当社のコア・ビジネスである横編機事業の状況は、アジア地域では中国市場において同国のアパレル消費の拡大にともなって、従来のOEM型生産から企画提案型・高付加価値商品の国内向け生産体制へと転換を図る動きが拡がり、ホールガーメント横編機の導入が拡大しました。一方で、先進国アパレル向けの大量生産拠点であるバングラデシュで政情の影響を受けて設備投資が停滞したことや、世界経済の減速懸念からアパレルの生産動向に不確実性が高まったことで、香港大手ニットメーカーのASEAN諸国への設備投資も慎重な姿勢となり販売は低迷しました。また、近年急速に販売が拡大したスポーツシューズ生産向けのコンピュータ横編機は、丸編機や中国製の廉価な横編機との競合が厳しくなり、売上高を伸ばすことができませんでした。中東のトルコにおいても、昨年7月以降のリラ安の進行がユーザーの資金調達難を招き、第2四半期以降の設備投資が低調となりました。

先進国市場では、欧州や北米での売上高も前年並みとなった一方で、国内市場におけるコンピュータ横編機の売上高は、ホールガーメント横編機を中心に前期に比べて拡大しました。

これらの結果、横編機事業の売上高は388億6百万円（前期比34.6%減）となりました。

デザインシステム関連事業

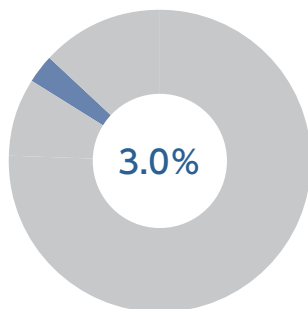


デザインシステム関連事業では、アパレルデザインシステム「SDS-ONE APEX3」の3Dバーチャルシミュレーションの活用による画期的な生産・流通のビジネスモデルを提唱し、積極的に営業展開しましたが、コンピュータ横編機の販売不振に連動して売上高は減少しました。

一方で自動裁断機「P-CAM」については、国内、海外市場ともにテキスタイル分野や自動車内装品分野、その他の産業資材分野で順調に販売が伸びました。

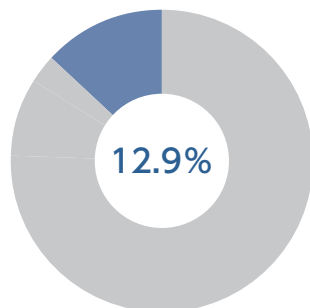
これらにより、デザインシステム関連事業の売上高は43億80百万円（前期比11.3%増）となりました。

手袋靴下編機事業



手袋靴下編機事業は、大手ユーザーの設備投資が減少し、売上高は15億55百万円（前期比34.5%減）となりました。

その他事業



その他事業については、メンテナンス部品や紡毛糸、ニット製品の販売などで、売上高は66億9百万円（前期比7.0%増）となりました。

事業別売上高

事業区分	金額	構成比
横 編 機	38,806 百万円	75.6 %
デザインシステム関連	4,380	8.5
手袋靴下編機	1,555	3.0
その他の	6,609	12.9
合計	51,352	100.0
うち海外売上高	42,749 百万円	83.2 %

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の主な設備投資は、連結子会社の株式会社海南精密における新工場の建設であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、米中貿易摩擦の拡大やB R E X I Tをめぐる混沌とした状況が経済活動に影響し、世界的に景気減速感が強まるものと見られます。

当社の主要販売先となるアパレル・ファッション業界においては、安価な労働力を使った大量生産による低コスト戦略が供給過剰を生み、大量廃棄による環境汚染といった問題が生じ、従来の生産方式における課題が社会的にも問題視されるようになってきました。

多様化する消費者の好みに迅速に対応し、売れ筋情報を即座に商品開発・生産につなげ、サプライチェーンを効率化することでムダのない生産方式を実現することが急務となっており、ホールガーメント横編機、デザインシステムを中心とした革新的なソリューションの提供を通じてアパレル業界の流通革命を促し、サステイナブルなもの創りの環境を整えていくことが今後ますます重要になるものと考えています。

このような経営環境の下で、当社グループは、2020年度を最終年度とする3カ年の中期経営計画「Ever Onward 2020」を掲げ、取り組んでまいりましたが、初年度にあたる当連結会計年度は、前提としていたアジア市場における従来型のコンピュータ横編機の需要が急速に縮小したことなどで不本意な経営成績となりました。

次世代の横編機であるホールガーメント横編機の需要は、今後も順調に拡大する見込みではありますが、従来型のコンピュータ横編機の競合激化や、世界的な景気減速懸念が強まっていることを踏まえ、最終年度の経営数値目標は見直しましたが、基本戦略である「差別化戦略の推進と事業領域の拡大」「将来の成長に向けた積極的な投資の強化」のメインシナリオは変更せずに取り組んでまいります。この実現のために「横編機事業の最強化」「独自性をもった事業範囲の拡大」「収益構造の改革」「経営基盤の強化」の4点を重点施策に掲げ、持続的に成長できる高収益企業となるべく挑戦しています。

重点的な経営施策の概要は次のとおりです。

①横編機事業の最強化

ホールガーメント横編機を核とした革新的なマーケティング手法の提案強化などにより、顧客満足度をさらに高め、コア・ビジネスである横編機事業をより一層強靱なものにします。

②独自性をもった事業範囲の拡大

ホールガーメント技術など当社独自の技術を活用し、非衣料市場への横編機事業の展開や自動裁断機事業の強化など、革新的な事業の創出、差別化戦略を推進します。

③収益構造の改革

アフターセールス強化などの収益源の多様化、営業キャッシュフローの改善など、事業・業務の抜本的な見直しにより、持続可能な収益源の確保と戦略的なコスト削減を進めます。

④経営基盤の強化

創造力のある人材・多様性のある人材の採用・育成など、人材面を中心に、全般的な経営資源の整備を進めるとともに、CSRをさらに重視した経営体制を構築します。

当社の持つ技術が世界中に波及して、魅力あるファッション製品の「もの創り」のスタンダードになるとともに、ファッション製品以外の業界にも貢献できる新たな成長ステージを創造し、感性情報型企業への進化を目指してまいります。

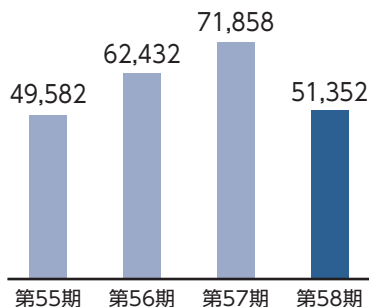
株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

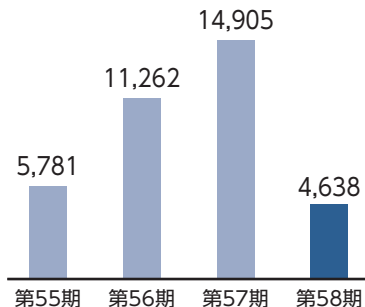
区 分	期 別	第55期	第56期	第57期	第58期
		(2016年3月期)	(2017年3月期)	(2018年3月期)	(当連結会計年度) (2019年3月期)
売 上 高		49,582百万円	62,432百万円	71,858百万円	51,352百万円
営 業 利 益		5,781百万円	11,262百万円	14,905百万円	4,638百万円
経 常 利 益		4,532百万円	10,043百万円	15,525百万円	4,991百万円
親会社株主に帰属する当期純利益		3,271百万円	7,198百万円	11,279百万円	3,835百万円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益		95.61円	209.97円	316.82円	105.62円
総 資 産		126,415百万円	141,931百万円	154,337百万円	145,146百万円
純 資 産		98,293百万円	104,879百万円	123,491百万円	121,166百万円

(注) 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第57期については遡及処理後の数値を記載しております。

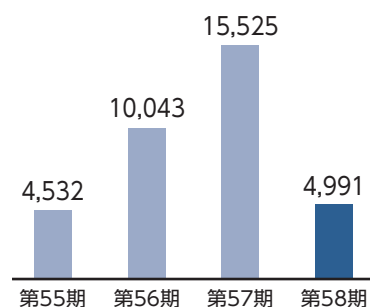
■ 売上高 (単位: 百万円)



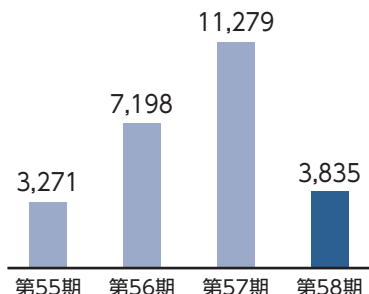
■ 営業利益 (単位: 百万円)



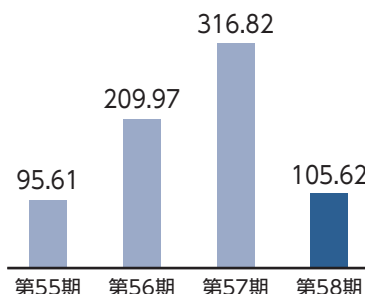
■ 経常利益 (単位: 百万円)



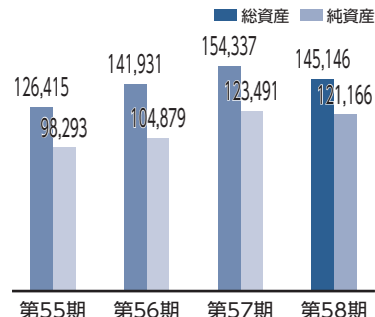
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位: 百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (単位: 円)



■ 総資産／純資産 (単位: 百万円)



(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社 シマファインプレス	60百万円	100%	当社製品の部品製造
株式会社 海南精密	10百万円	100%	当社製品の部品製造
東洋紡糸工業株式会社	100百万円	100%	繊維原料の製造、販売、輸出入 横編ニット製品の販売
株式会社 SHIMA	80百万円	100%	横編ニット製品の製造、販売
SHIMA SEIKI EUROPE LTD.	1,000千英ポンド	100%	当社製品の販売
SHIMA SEIKI U. S. A. INC.	15,600千米ドル	100%	当社製品の販売、 横編ニット製品の製造、販売
島精機(香港)有限公司 (SHIMA SEIKI (HONG KONG) LTD.)	1,290百万香港ドル	100%	当社製品の販売
SHIMA SEIKI ITALIA S. P. A.	2,000千ユーロ	100%	当社製品の販売
島精榮榮(上海)貿易有限公司 (SHIMA SEIKI WINWIN SHANGHAI LTD.)	2,100千米ドル	※100%	当社製品の販売
SHIMA SEIKI SPAIN, S. A. U.	108千ユーロ	100%	当社製品の販売
東莞島精貿易有限公司 (SHIMA SEIKI WINWIN DONGGUAN LTD.)	1,000千米ドル	※100%	当社製品の販売
SHIMA SEIKI (THAILAND) CO., LTD.	4,000千バーツ	※49%	当社製品の販売
SHIMA SEIKI KOREA INC.	1,000百万韓国ウォン	100%	当社製品の販売

- (注) 1. 出資比率欄の※印は、子会社による出資を含む比率であります。
 2. 2018年10月1日付で連結子会社であったティーエスエム工業株式会社を吸収合併いたしました。
 3. 2019年3月31日付で株式会社SHIMAは解散し、清算手続中であります。
 4. SHIMA SEIKI (THAILAND) CO., LTD. の出資比率は、100分の50以下であります。実質的に支配しているため連結子会社としております。

③重要な企業結合等の状況

当社の連結子会社は、②の重要な子会社の状況に掲げた13社であります。

(7) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループの主要な製品は、次のとおりであります。

コンピュータ横編機
デザインシステム
自動裁断機
手袋靴下編機

(8) 主要な営業所および工場 (2019年3月31日現在)

①当 社

本 社：和歌山県和歌山市坂田85番地

支店、テクニカルサービスセンター (T S C)：

東京支店		(東京都中央区)
	東京 T S C 甲府	(山梨県中巨摩郡昭和町)
	東京 T S C 太田	(群馬県太田市)
東日本支店		(新潟県五泉市)
	東日本 T S C 山形	(山形県山形市)
	東日本 T S C 福島	(福島県伊達市)
西日本支店		(大阪市北区)
	西日本 T S C 名古屋	(名古屋市中区)
	西日本 T S C 泉州	(大阪府泉大津市)
	西日本 T S C 四国	(香川県東かがわ市)

工 場：本社工場 (和歌山県和歌山市)

②子会社

株式会社シマファインプレス	(和歌山県和歌山市)
株式会社海南精密	(和歌山県海南市)
東洋紡糸工業株式会社	(大阪府泉北郡忠岡町)
株式会社SHIMA	(和歌山県和歌山市)
SHIMA SEIKI EUROPE LTD.	(イギリス)
SHIMA SEIKI U. S. A. INC.	(アメリカ)
島精機(香港)有限公司 (SHIMA SEIKI (HONG KONG) LTD.)	(中国)
SHIMA SEIKI ITALIA S. P. A.	(イタリア)
島精榮榮(上海)貿易有限公司 (SHIMA SEIKI WINWIN SHANGHAI LTD.)	(中国)
SHIMA SEIKI SPAIN, S. A. U.	(スペイン)
東莞島榮榮貿易有限公司 (SHIMA SEIKI WINWIN DONGGUAN LTD.)	(中国)
SHIMA SEIKI (THAILAND) CO., LTD.	(タイ)
SHIMA SEIKI KOREA INC.	(韓国)

(注) 2019年3月31日付で株式会社SHIMAは解散し、清算手続中であります。

(9) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,974名	43名増加

(10) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	2,774 百万円
株式会社池田泉州銀行	2,219
株式会社紀陽銀行	2,219
株式会社三井住友銀行	1,664

2 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 142,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 36,600,000株 (うち自己株式 1,088,459株)
- (3) 株主数 14,958名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
和島興産株式会社	4,020 千株	11.32 %
株式会社紀陽銀行	1,472	4.15
島 正 博	1,070	3.01
島 三 博	1,061	2.99
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	1,046	2.95
株式会社三菱UFJ銀行	880	2.48
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	876	2.47
JPMC OPPENHEIMER JASDEC LENDING ACCOUNT	827	2.33
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	787	2.22
合 同 会 社 和 光	780	2.20

(注) 持株比率は、自己株式 (1,088千株) を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している新株予約権の状況

名称 (発行決議日)	保有者数	新株予約権 の数	目的となる株式 の種類及び数	新株予約権 の払込金額	新株予約権 の行使価額	行使期間	行使 条件
第3回新株予約権 (2018年7月25日)	取締役 5名	36個	当社普通株式 3,600株	1株当たり 4,369円	1株当たり 1円	2018年8月18 日から2048年 8月17日まで	(注)

(注) 新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って新株予約権を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとします。

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名称 (発行決議日)	交付者数	新株予約権 の数	目的となる株式 の種類及び数	新株予約権 の払込金額	新株予約権 の行使価額	行使期間	行使 条件
第3回新株予約権 (2018年7月25日)	執行役員 3名	9個	当社普通株式 900株	1株当たり 4,369円	1株当たり 1円	2018年8月18 日から2048年 8月17日まで	(注)

(注) 新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って新株予約権を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとします。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	島 正 博	
代表取締役社長	島 三 博	執行役員兼経営企画部担当
専務取締役	梅 田 郁 人	執行役員営業本部長兼 トータルデザインセンター担当
常務取締役	有 北 礼 治	執行役員資材部長兼生産本部担当
取 締 役	南 木 隆	執行役員経理財務部長兼 総務人事部、管理部、物流部担当
取 締 役	西 谷 泰 和	執行役員開発本部長
取 締 役	西 川 清 方	執行役員営業統括部長
取 締 役	一 柳 良 雄	株式会社一柳アソシエイツ 代表取締役&CEO 株式会社サーラコーポレーション 社外取締役
取 締 役	残 間 里 江 子	株式会社キャンディッドプロデュース 代表取締役社長 藤田観光株式会社 社外取締役 株式会社I B J 社外取締役 株式会社トラスト・テック 社外取締役
常勤監査役	植 田 光 紀	
常勤監査役	戸 津 井 久 仁	
監 査 役	新 川 大 祐	北斗税理士法人 代表社員 倉敷紡績株式会社 社外取締役 (監査等委員)
監 査 役	野 村 祥 子	堂島法律事務所 パートナー弁護士 大阪大学大学院高等司法研究科 招へい教授 株式会社神戸物産 社外取締役

- (注) 1. 取締役 一柳良雄、残間里江子の両氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 一柳良雄氏は、株式会社一柳アソシエイツの代表取締役&CEOおよび株式会社サーラコーポレーションの社外取締役を兼務しておりますが、当社と当該各社との間には特別の関係はありません。
3. 取締役 残間里江子氏は、株式会社キャンディッドプロデュースの代表取締役社長および藤田観光株式会社、株式会社I B J、株式会社トラスト・テックの社外取締役を兼務しておりますが、当社と当該各社との間には特別の関係はありません。
4. 監査役 新川大祐、野村祥子の両氏は、社外監査役であります。
5. 監査役 新川大祐氏は、北斗税理士法人の代表社員および倉敷紡績株式会社の社外取締役 (監査等委員) を兼務しておりますが、当社との間には特別の関係はありません。

6. 監査役 野村祥子氏は、堂島法律事務所に所属する弁護士であり、当社は同事務所との間で顧問契約を締結しておりましたが、2019年3月31日付で同契約は終了しております。また同氏は、株式会社神戸物産の社外取締役を兼務しておりますが、当社との間には特別の関係はありません。
7. 監査役 戸津井久仁氏は、経理財務部門の経験が長く、また監査役 新川大祐氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、両氏とも財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 取締役 一柳良雄、残間里江子、監査役 新川大祐、野村祥子の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

(2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

①就任

2018年6月27日開催の第57回定時株主総会において、戸津井久仁氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。

②退任

2018年6月27日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって、取締役 和田隆、藤田紀、中嶋利夫の各氏は任期満了により、また常勤監査役 田中雅夫氏は辞任により退任いたしました。

③取締役の地位の異動

氏名	新	旧	異動年月日
梅田郁人	専務取締役	常務取締役	2018年6月27日

④取締役の担当の異動

氏名	新	旧	異動年月日
島 三 博	執行役員 兼経営企画部担当	営業本部長 兼経営企画部担当	2018年6月27日
梅 田 郁 人	執行役員営業本部長 兼トータルデザインセンター担当	営業本部副本部長 兼島精機（香港）有限公司CEO	2018年6月27日
有 北 礼 治	執行役員資材部長 兼生産本部担当	開発本部長	2018年6月27日
南 木 隆	執行役員経理財務部長 兼総務人事部、管理部、 物流部担当	経理財務部長 兼管理部、物流部担当	2018年6月27日
西 谷 泰 和	執行役員開発本部長	資材部長	2018年6月27日
西 川 清 方	執行役員営業統括部長	営業統括部長	2018年6月27日

(注) 2018年6月27日付で執行役員制度を導入いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 12名 195百万円 (うち社外取締役2名 17百万円)
 監査役 5名 42百万円 (うち社外監査役2名 15百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記の取締役および監査役の支給人員には、2018年6月27日開催の第57回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名および監査役1名を含んでおります。
 3. 上記報酬等の額には、株式報酬型ストックオプションとして取締役5名に付与した新株予約権に係る費用計上額(15百万円)を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	一 柳 良 雄	当事業年度において13回開催された取締役会のすべてに出席し、主に企業経営者の立場から経営全般にわたる幅広い見識、経験をもとに発言を行っております。また、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長を務め、委員会において重要な役割を果たしております。
社外取締役	残 間 里江子	当事業年度において13回開催された取締役会に12回出席し、主に企業経営者の立場から経営全般にわたる幅広い見識、経験をもとに発言を行っております。また、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員を務め、委員会において重要な役割を果たしております。
社外監査役	新 川 大 祐	当事業年度において13回開催された取締役会のすべてに出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的見地から発言を行っております。また当事業年度において13回開催された監査役会のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行っております。
社外監査役	野 村 祥 子	当事業年度において13回開催された取締役会のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。また、当事業年度において13回開催された監査役会のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行っております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

大手前監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額 32百万円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 32百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 会社の体制および方針

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」として、取締役会において次のとおり決議し、運用を行っております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役および従業員は、「シマセイキグループ行動基準」に基づき、法令・定款ならびに社会規範の遵守を図る。
- ②コンプライアンス委員会のもと、当社グループ横断的なコンプライアンスの推進を図る。
- ③法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、通常の報告ルートに加え、グループ会社も対象とする企業倫理ヘルプラインを通じ報告・通報できる体制とする。なお、通報を行った者は通報を行ったことにより不利益な取扱いを受けないものとする。
- ④財務報告の信頼性を確保し、適正な財務報告を実現するため、内部統制システム推進本部のもと、財務報告に係る内部統制を整備し、その有効性を評価する。
- ⑤市民社会に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。
- ⑥コンプライアンスの状況について、内部監査室が監査を行う。

(運用状況の概要)

コンプライアンス委員会を定期的に（年2回）開催するとともに、コンプライアンスに関する情報の発信や研修等を行っております。また年に4回「シマセイキグループ行動基準」の遵守状況を確認しています。外部窓口も含めたコンプライアンス相談窓口（企業倫理ヘルプライン）を設置し、運用を行っています。財務報告に係る内部統制については、内部監査室によりその整備・運用状況の有効性について評価を実施しています。コンプライアンスの遵守状況については、内部監査室が監査を行っています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る情報については、法令および文書取扱規程に基づき適切かつ確実に記録・管理し、検索性の高い状態で保存する。
- ②取締役および監査役は、常時その情報を閲覧できるものとする。
- ③情報資産の重要性を認識し、情報の漏洩・紛失等を防止するため、情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ委員会のもとその適切な管理を図る。

(運用状況の概要)

取締役会議事録など重要な文書については、文書取扱規程に基づき適切に保管・管理を行うとともに、情報セキュリティ委員会を定期的に（年2回）開催し、取り組み方針に基づき情報資産の適正な管理を図っています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理を体系的に定めるリスク管理規程に基づき、リスク管理委員会のもと当社グループ全体のリスクを管理する。
- ②リスク管理委員会においてリスクを分析・評価し、リスクの合理的な管理、対応策の検討を行い、リスクを継続的に監視する。
- ③不測の事態が発生した場合に、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止めるための危機管理体制を整備する。
- ④リスク管理の状況については、内部監査室を通じ監査を行う。

(運用状況の概要)

リスク管理については、リスク管理委員会を定期的に（年2回）開催し、想定されるリスクについて管理を行っています。また事業継続計画を策定し、運用しています。リスク管理の状況については内部監査室による監査を行っています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、各取締役の業務執行状況を正確に把握し、迅速かつ柔軟に経営判断できるよう原則として毎月1回以上、必要に応じ随時機動的に開催し、法令で定められた事項および経営上の重要事項の付議だけでなく業績の進捗についても議論し、経営方針を決定する。
- ②各取締役の業務執行については、取締役会規程および業務分掌規程ならびに職務権限規程等の社内規則に基づく責任と権限および意思決定ルールにより、適正かつ効率的に行われる体制とする。

(運用状況の概要)

取締役会は毎月1回以上（当事業年度は13回）開催し、取締役の業務執行状況の正確な把握を図り、迅速かつ柔軟に経営判断を行っています。また取締役は、取締役会規程および業務分掌規程ならびに職務権限規程等に基づいて効率的かつ機動的な職務執行を行っています。さらに、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離することにより、業務執行の責任の明確化を図るとともに、取締役会の監督機能の強化ならびに意思決定の迅速化による経営の効率化を目的として、執行役員制度を導入いたしました。

(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループ会社においても「シマセイキグループ行動基準」を共有し、コンプライアンスの推進を図る。
- ②当社グループにおける効率的な内部統制システムを構築するため、グループ会社を主管する部門等を通じ事業運営やリスク管理等に関し、グループ会社への指導・支援を行う。
- ③当社の取締役等がグループ会社の役員に就任し、情報の共有を図るとともに、グループ会社の経営に関する監督機能および経営管理体制の強化を図る。
- ④関係会社管理規程により、重要案件の当社への決裁・報告制度を通じたグループ会社の経営管理を行う。
- ⑤当社内部監査室により、グループ会社の業務執行状況、法令・社内規定の遵守状況およびリスク管理状況等に関する内部監査を実施する。

(運用状況の概要)

グループ各社に「シマセイキグループ行動基準」を適用し、コンプライアンス意識の醸成を図っています。関係会社管理規程により、グループ各社からの報告や当社による承認手続きを通じて重要案件の適正な管理を行っています。内部監査室がグループ会社の内部監査を実施し、業務の適正の確保を図っています。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ① 監査役の要請により、内部監査室が監査役の職務の補助を行うものとする。
- ② 監査役が求めた職務に関しては、内部監査室は取締役の指揮・命令を受けないものとし、監査役の指示に従うものとする。

(運用状況の概要)

監査役の要請があれば、内部監査室が監査役の補助を行います。監査役と内部監査室は、毎月1回定期的に会議を実施し、監査業務の充実のために連携を図っています。

(7) 監査役への報告に関する体制

- ① 当社および当社グループ会社の取締役、従業員等は、当社および当社グループの業務または業績に重大な影響を与える事項、法令・定款違反の行為、内部監査の実施状況、企業倫理ヘルプラインを通じた通報等について、すみやかに監査役に対して報告を行う。
- ② 前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社および当社グループ会社の取締役、従業員等に対して報告を求めることができ、報告を求められた者は迅速に対応を行うものとする。
- ③ 監査役に報告を行った者はその報告を行ったことを理由に不利益な取扱いを受けないものとする。
- ④ 監査役は、取締役の業務執行状況等を把握するため、重要と思われる会議に出席できるものとする。

(運用状況の概要)

監査役は、適宜当社グループの取締役、従業員等から報告を受けるとともに、重要な会議への出席やグループ各社に出向き監査に必要な情報の入手を行っています。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項その他監査役が実効的に監査が行われることを確保するための体制

- ① 監査役がその職務の執行にあたり生じた費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ② 監査役は、実効的な監査を行うため、代表取締役、会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することができる。
- ③ 監査役独自で外部の専門家による監査業務に関する助言を受けることができる。

(運用状況の概要)

監査役がその職務の執行にあたり生じる費用については適正に前払いまたは償還を行っています。監査役は代表取締役、会計監査人と会合を行い、情報および意見の交換を行っています。また内部監査室とは毎月会議を実施し、連携を図っています。

本事業報告に記載されている金額および株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	102,854	流動負債	18,962
現金及び預金	26,920	支払手形及び買掛金	2,484
受取手形及び売掛金	56,784	電子記録債務	520
たな卸資産	19,288	短期借入金	8,879
その他の	1,854	リース債務	818
貸倒引当金	△1,993	未払法人税等	168
固定資産	42,292	賞与引当金	1,176
有形固定資産	25,579	債務保証損失引当金	342
建物及び構築物	7,121	その他の	4,572
機械装置及び運搬具	2,083	固定負債	5,017
工具器具備品	1,115	長期未払金	993
土地	11,665	リース債務	2,861
リース資産	3,380	再評価に係る繰延税金負債	23
建設仮勘定	213	退職給付に係る負債	725
無形固定資産	3,352	その他の	412
のれん	2,987	負債合計	23,979
その他の	364	純資産の部	
投資その他の資産	13,361	株主資本	128,424
投資有価証券	7,834	資本金	14,859
繰延税金資産	1,596	資本剰余金	25,867
退職給付に係る資産	1,156	利益剰余金	91,440
その他の	5,321	自己株式	△3,743
貸倒引当金	△2,547	その他の包括利益累計額	△7,292
		その他有価証券評価差額金	63
		土地再評価差額金	△7,003
		為替換算調整勘定	△770
		退職給付に係る調整累計額	418
		新株予約権	19
		非支配株主持分	14
		純資産合計	121,166
資産合計	145,146	負債及び純資産合計	145,146

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		51,352
売上原価		28,196
売上総利益		23,155
販売費及び一般管理費		18,516
営業利益		4,638
営業外収益		
受取利息及び配当金	494	
その他の	719	1,213
営業外費用		
支払利息	456	
為替差損	238	
その他の	166	860
経常利益		4,991
特別利益		
固定資産売却益	16	
投資有価証券売却益	147	
国庫補助金	23	188
特別損失		
固定資産除売却損	20	
投資有価証券売却損	27	
代理店解約損	31	80
税金等調整前当期純利益		5,099
法人税、住民税及び事業税	995	
法人税等調整額	268	1,263
当期純利益		3,836
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		3,835

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	70,520	流動負債	17,879
現金及び預金	18,378	買掛金	2,006
受取手形	21,002	電子記録債権	520
売掛金	18,008	短期借入金	9,679
製材	6,549	リース債権	478
材仕掛	4,927	未払金	2,491
貯蔵品	510	未払費用	448
その他金	259	未払法人税等	98
倒引当金	1,970	前受り	77
固定資産	△1,087	前受り	253
有形固定資産	56,032	前受り	467
建物	21,526	賞与引当金	1,015
構築物	5,293	債務保証損失引当金	342
機械装置	537	固定負債	3,927
車両運搬具	1,145	長期未払金	971
器具備品	29	リース債権	1,747
土地	1,023	再評価に係る繰延税金負債	23
建設資産	11,246	退職給付引当金	800
無形固定資産	2,044	その他の	385
ソフトウェア	204	負債合計	21,806
その他の資産	336	純資産の部	
投資その他の資産	34,168	株主資本	111,592
投資有価証券	7,055	資本	14,859
関係会社株	21,093	資本剰余金	25,867
長期前払費用	3,847	資本準備金	21,724
前払金	229	その他資本剰余金	4,143
繰延税金	683	利益剰余金	74,608
倒引当金	1,242	利益準備金	2,124
	2,719	その他利益剰余金	72,483
	△2,701	研究開発積立金	12,839
		特別償却準備金	17
		固定資産圧縮積立金	46
		別途積立金	38,222
		繰越利益剰余金	21,358
		自己株式	△3,743
		評価・換算差額等	△6,866
		その他有価証券評価差額金	137
		土地再評価差額金	△7,003
		新株予約権	19
資産合計	126,552	純資産合計	104,745
		負債及び純資産合計	126,552

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		39,352
売 上 原 価		25,465
売 上 総 利 益		13,887
販売費及び一般管理費		12,180
営 業 利 益		1,706
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	852	
そ の 他	647	1,500
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	230	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	119	
為 替 差 損	141	
そ の 他	480	972
経 常 利 益		2,233
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	147	
特 別 損 失	997	1,144
固 定 資 産 除 却 損	11	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	27	
代 理 店 解 約 損	31	71
税 引 前 当 期 純 利 益		3,307
法人税、住民税及び事業税	467	
法人税等調整額	△432	34
当 期 純 利 益		3,272

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

株式会社島精機製作所
取締役会 御中

大手前監査法人

指定社員 公認会計士 柘 矢 晋 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 木 梨 讓 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社島精機製作所の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社島精機製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

株式会社島精機製作所
取締役会 御中

大手前監査法人

指定社員 公認会計士 柘 矢 晋 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 木 梨 讓 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社島精機製作所の2018年4月1日から2019年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人大手前監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人大手前監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月14日

株式会社島精機製作所	監査役会	常勤監査役	植田	光紀	Ⓔ
		常勤監査役	戸津井	久仁	Ⓔ
		社外監査役	新川	大祐	Ⓔ
		社外監査役	野村	祥子	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社では、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けており、事業の持続的な発展を通じて、安定した配当を長期にわたって継続することを基本方針としております。

そのうえで、長期的視点に立った成長投資および今後の事業展開に備えた内部留保にもバランス良く配分を行う方針であります。

このような方針のもと、当期の期末配当金につきましては、下記のとおり1株につき25円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は887,788,525円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日といたしたいと存じます。

なお、中間配当につきましては、1株につき30円をお支払いいたしておりますので、中間配当と期末配当を合わせた年間配当金は1株につき55円となります。

第2号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 野村祥子氏は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

のむら さちこ
野村 祥子 (1973年12月31日生)

再任

社外

独立



■ 所有する当社の株式の数
600 株

略歴、地位および重要な兼職の状況

2000年4月 弁護士登録
堂島法律事務所入所 (現在に至る)
2014年4月 大阪大学大学院高等司法研究科 招へい教授 (現任)
2015年6月 当社監査役 (現任)
2018年1月 株式会社神戸物産 社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

弁護士
株式会社神戸物産 社外取締役
大阪大学大学院高等司法研究科 招へい教授

社外監査役候補者とした理由

野村祥子氏は、人格、識見に優れるとともに、弁護士として豊富な経験を有しており、法務的な観点から、業務執行の監査を適切に遂行していただいております。これらのことから、引き続き監査を通じ、当社経営の健全性および透明性の確保に貢献いただけるものと判断し、社外監査役候補者としていたしました。

- (注) 1. 野村祥子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有株式数は、シマセイキ役員持株会における持分を記載しております。
3. 野村祥子氏の戸籍上の氏名は、鈴木祥子であります。
4. 野村祥子氏は、社外監査役候補者であります。
5. 野村祥子氏は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
6. 当社と野村祥子氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、野村祥子氏が所属する堂島法律事務所と顧問契約を締結しておりましたが、2019年3月31日付で同契約は終了しております。なお、同事務所との顧問契約中も同氏は当社案件には一切関与しておらず、またその取引額は2百万円であり、同事務所収入および当社売上高の1%に満たない金額であり、独立性に影響を及ぼすものではありません。
8. 野村祥子氏は、2019年6月25日開催のシノプフーズ株式会社の第49期定時株主総会で同社社外監査役に就任予定であります。
9. 野村祥子氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年です。
10. 当社は、野村祥子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

【ご参考】社外役員の独立性に関する基準

当社の社外取締役または社外監査役（以下「社外役員」という。）が、当社からの独立性が高いと判断するためには、以下のいずれの要件をも満たすものとする。

1. 現在および過去において、当社および当社の関係会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者^(注1)でないこと。
加えて、社外監査役にあつては、当社グループの業務執行を行わない取締役であつたことがないこと。
2. 現在および過去3年間において、以下のいずれにも該当していないこと。
 - (1) 当社グループを主要な取引先とする者^(注2) またはその業務執行者
 - (2) 当社グループの主要な取引先^(注3) またはその業務執行者
 - (3) 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者
 - (4) 当社グループが大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有）となっている者の業務執行者
 - (5) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産^(注4)を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
 - (6) 当社グループから多額の金銭その他の財産^(注4)による寄付を受けている者またはその業務執行者
 - (7) 当社グループの業務執行者が他の会社において社外役員に就任している場合における当該他の会社の業務執行者
 - (8) 上記(1)から(7)に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または生計を共にする者
 - (9) 当社グループの取締役（社外取締役を除く）および部門責任者等の重要な業務を執行する者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または生計を共にする者
3. その他、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

^(注1) 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、その他これらに類する役職者および使用人等の業務を執行する者をいう。

^(注2) 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループとの取引額が年間100百万円またはその連結売上高の2%のいずれかを超える者をいう。

^(注3) 当社グループの主要な取引先とは、当社グループとの取引額が年間100百万円または当社グループの連結売上高の2%のいずれかを超える者、当社グループの連結総資産額の2%を超える額を当社グループに融資している者をいう。

^(注4) 多額の金銭その他の財産とは、その価額の総額が、個人の場合は年間10百万円、団体の場合はその年間売上高の2%を超えることをいう。

以 上

<メ モ 欄>

株主総会会場ご案内図

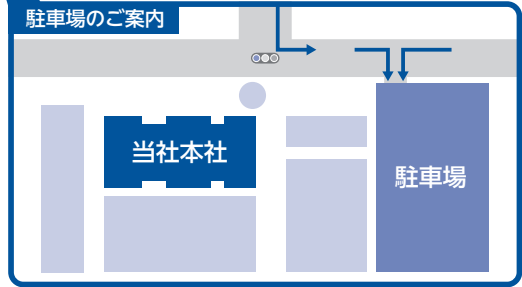
会場：和歌山市坂田85番地 当社本社『ハイビジョンホール』 TEL：073-471-0511（代表）



交通機関：わかやま電鉄貴志川線

こうざき
「神前駅」下車 徒歩約10分

神前駅より専用バスも運行いたします。
また、お帰りの際は神前駅経由JR和歌山駅まで運行いたします。



- ・ 駐車場入口は本社東側にごございます。
- ・ 入口に案内係がおりますので案内に従ってご入場ください。
- ・ 駐車台数に限りがございますのであらかじめご了承ください。

